(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年四月三日

防衛大臣　田中　直紀

日時　平成二十四年四月十二日（予備、同月十三日から同月十六日まで）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月三日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　桶川市大字川田谷字稲荷二八二〇番一九地先から同市大字川田谷字稲荷二八三九番二八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月三日

○関東地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

東御市滋野字清水脇乙二九四七番二から同市滋野字牧家乙二二四九番一まで　前　一〇・七四～二二・九四（メートル）　後　一一・六二～二二・九四（キロメートル）〇〇・八六九

○関東地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

長野市信州新町上条字久保三四五番一から同市信州新町上条字久保三七一番八まで　前　一四・七〇～三三・二〇（メートル）　後　一〇・七〇～三一・六〇（キロメートル）〇〇・〇九八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　長野市信州新町上条字久保三四六番一から同市信州新町上条字久保三七一番十三まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月三日

○四国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

今治市大西町紺原甲三七三番四から同市宅間字高津和甲五四二番一地先まで　前　九・四〇～二六・四四（メートル）　後　九・三七～二九・六二（キロメートル）〇〇・〇九五

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月三日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十六号　今治市大西町紺原甲三七三番四から同市宅間字高津和甲五四二番一地先まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月三日